

国際希少野生動植物種に係る流通規制の適正化（案）について（報告事項）

国際希少野生動植物種については、ワシントン条約附属書 に掲載された種その他、日本が締結している渡り鳥等保護条約に基づき相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種が指定対象となっている。

渡り鳥等保護条約の締約国の1つであるオーストラリアからの通報を踏まえて、本年10月1日及びそれ以前に国際希少野生動植物種に指定した種のうち、我が国で商業的繁殖が一般的に行われ、野生個体が国内でほとんど取引されていないことが明らかとなった以下の種について、繁殖個体に限り、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないものとして譲渡し等の禁止の対象から除外するため、施行規則第5条第2項第9号に追加し、国内流通に係る規制の適正化を図る。

目	科	種名（括弧内は和名その他の名称）	国際希少野生動植物種への指定年月日	備考
おうむ	いんこ	<i>Polytelis alexandrae</i> （テンニョインコ）	平成28年10月1日	
		<i>Polytelis anthopeplus monarchoides</i> （ポリュテリス・アントペプルス・モナルコイデス）	平成28年10月1日	オグロインコの亜種
		<i>Polytelis swainsonii</i> （ミカツキインコ）	平成28年10月1日	
すずめ	かえでちょう	<i>Neochmia ruficauda ruficauda</i> （ネオクミア・ルフィカウダ・ルフィカウダ）	平成28年10月1日	コモンチョウの基亜種
		<i>Erythrura gouldiae</i> （コキンチョウ）	平成5年4月1日	

以上の内容については11月8日から12月7日までパブリックコメントを募集中。